

瀬戸内町立篠川小中学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

自他の「よさ」を自覚し、互いに支え合い高め合い、未来をひらく篠川の子を育成する。

家庭・地域との連携

- ・ PTA各種会合などを通して、情報交換などを行い児童の健全な育成を図る。
- ・ 学校評議員会での意見交換
- ・ 学校行事への招待

【いじめ防止対策委員会】

目的…校内・校外におけるいじめ問題の有無やいじめ問題への取組を定期的に点検・評価し改善していくことで、いじめ問題に学校・家庭・地域全体で取り組む体制を確立・維持する。

組織構成…管理職・生徒指導係・養護教諭・関係学級担任・その他必要に応じてPTA会長、町SC等の外部専門家の参加により、公平性・中立性・客観性を保つ。

関係機関等との連携

- ・ 「いじめ防止対策委員会」などを通して、意見交換を行う。
- （市教育委員会・警察・市役所・SC・児童相談所など）

・教育活動の重点

<全教育活動において>

- ・ 子どもの安心安全を最優先するとともに、善悪を正しく判断し、社会規範を守ろうとする子どもの育成を図る。
- ・ 基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進を図り健やかな心身を持つ子どもの育成を図る。

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能を身につけさせ、これらを活用して課題を解決するための能力を育み、主体的に学習する態度を養う。

- ・ 家庭や地域との連携を図り、特色ある教育活動を展開する。

<子どもの主体的な活動>

- ・ 児童会活動・生徒会活動の充実(児童生徒の自主的な活動を推進させ、学校生活をよりよいものにしていこうとする意欲を高める。)

- ・ 人権集会・人権週間の充実(人権意識を高め自分や相手を大切にすることを育てる。)

【いじめの防止対策】

=教職員は=

- ・ いじめ問題はどこにでも起こりうるという認識の下、いじめは深刻な人権侵害だということを念頭に置き、「いじめは絶対に許さない」という確固たる意志を表明し、日々の指導に当たる。
- ・ 心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、子どもが主体的に活動でき、互いを認め合える授業づくりや集団作りを行う。
- ・ 情報モラル教育を推進し、子どもの情報モラルの向上を図り、保護者への啓発にも努める。

=児童生徒は=

- ・ 「学校は、誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識し、いじめは絶対に許されないということを全教育活動を通して理解する。

=保護者は=

- ・ いじめ問題は、どこにでもだれにでも起こりうるという認識をもち、地域社会・学校ぐるみで子どもを育てていく問題意識を持つ。また、子どもがストレスに適切に対処できるように、日頃から子どもの様子をよく観察し、助言したり、温かく見守ったりする。

【いじめの早期発見】

=教職員は=

- ・ 日頃から子どもとの信頼関係構築に努め、子どもが出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめ問題に対し、早い段階での的確な関わりをもつ。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、子どもが相談しやすい環境を整え、いじめ問題の実態把握に努める。

=児童生徒は=

- ・ 悩み等がある場合、一人で抱え込まず、相談することは恥ずかしいことではなく誰かに相談すべきだということを理解し、先生や保護者にすぐに相談する。

=保護者は=

- ・ 日頃から子どもの様子を注意深く見守り、子どもの変化に気づく努力をする。更に、問題発見時は、すぐに学校に相談し、学校・地域社会と連携して、問題解決に当たる。

【いじめに対する措置】

=教職員の取組=

- ・ いじめを発見した場合、特定の職員で抱え込まず、生徒指導委員会を中核として速やかに対応し、被害にあった子どもを守り通す。
- ・ 事実をよく把握した上で、被害者・加害者の子どもの心のケアを行い、再発防止に向けて指導する。
- ・ 重大ないじめと認められる場合は、直ちに専門機関と連携して、対応していく。

=児童生徒の取組=

- ・ 被害にあった子どもは、事情や心情の聴取を受け、その子どもの状態に応じた継続的な支援を受ける。
- ・ 加害者となった子どもは、再発防止に向けて、適切な指導を受けるとともに、子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。

=保護者の取組=

- ・ 加害者・被害者の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を理解し、これからの子どもの指導・支援に学校・地域社会と連携を図りながら当たる。
- ・ PTA総会を開き、事実を確認し、今後同じことが起こらないように、これからの対応について話し合う。

【生徒指導体制】

- ・ 職員会議で、気になる子どもについて話し合う日を設定する。

【相談体制】

- ・ 生徒指導係を中心としたPDCAサイクルの確立。(小さなことから報告し合い、いじめの防止、早期発見に努める。)
- ・ 子どもが相談しやすい環境作り。(養護教諭や担任外の職員に相談してもよい環境づくりに努める。)

【職員研修の重点】

- ・ 職員研修の充実(生徒指導に関する職員研修を設定し、教職員の意識の向上を図る。事例研修や問題点の共通理解、対応策の検討、生徒指導の全校体制の構築などを行う。)

【その他】

- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・ SCとの連携
- ・ 啓発資料の活用。(学級PTA等がいじめ問題に関する資料を提示し保護者の意識を高める。)

